



平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会社名 株式会社城南進学研究社  
代表者名 代表取締役社長 下村 勝己  
(JASDAQ・コード 4720)  
問合せ先 取締役管理本部長 杉山 幸広  
TEL 044-246-1951

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改定箇所には下線を付しております。

### 記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①法令等遵守に関する基本方針を定め、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」として当社グループ内に周知徹底する。
- ②弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する非常勤監査役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、法令等の遵守に関する事項を付議する。その審議結果は取締役会に適宜報告する。
- ③内部監査室は、法令等遵守の状況を監査し、法令違反の疑義のある行為等については「コンプライアンス・リスク管理委員会」に速やかに報告する。
- ④当社グループの事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談するシステムとして「コンプライアンスホットライン」を整備する。
- ⑤適時適正な財務報告のため、「財務報告に係る内部統制の基本規程」に基づき、財務報告に関する内部統制を評価・是正する体制を構築する。
- ⑥「組織規程」「業務分掌規程」をはじめとした社内規程を整備することにより、業務分掌・職務権限・決裁権限等を明確にする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①文書の保存期間その他の管理体制について「文書管理規程」を整備し、安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ②監査役会又は監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧又は謄写に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理に関する基本方針を定め、弁護士・公認会計士等、専門的知識を有する非常勤監査役を含む「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ②「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、代表取締役等によるリスクの識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがないか、及び仮にリスクが顕在化した際には損失を最小限に抑える体制が整っているかを監視し、問題があれば取締役会に適宜報告する。
- ③内部監査室は、リスク管理の状況を監査する。
- ④リスクが顕在化した際には、各部門において情報収集及び迅速な報告を行い、重要性・緊急性の高い事案においては、臨時に取締役会又は経営会議を開催し、早期の事態収拾を行う。また、法的対応については弁護士たる社外監査役と、業績に及ぼす影響については公認会計士たる社外監査役並びに会計監査人と、それぞれ遅滞なく連絡を取り合い、適時適確に対処する。事後においては「コンプライアンス・リスク管理委員会」で事例の分析と再発防止策の検討を行い、日常のリスク管理にフィードバックする。また、当社および子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、対処すべき経営課題や重要事項の決定について十分に審議・検討を行い、意思決定の迅速化を図る。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における、当社を含む企業集団全体での業務の適正を確保するための体制

会社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、担当取締役による意思決定の前に取締役会により多面的な検討を経る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助する組織を「内部監査室」とする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

「内部監査室」の人事異動については監査役会の事前同意を必要とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制法定の事項に加えて、以下の事項を遅滞なく報告する。

①経営会議に付議・報告された案件のうち特に重要な事項

②内部監査室が実施した監査の結果

なお、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

管理本部に所属する使用人は取締役会及び監査役会の事務を補助する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、万一疑わしき事態が発生した場合は、所管警察署や顧問弁護士と相談し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。

以上